令和８年（フ）第４６７号
札幌市白石区南郷通16丁目北７番11号　ラムセス南郷３Ｄ号
破産者　中村　福子
1　決定年月日　令和８年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５０９号
札幌市手稲区前田８条８丁目16番８号
破産者　佐々木千亜紀
1　決定年月日　令和８年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第６２６０号
大阪市淀川区田川北３丁目３番６号　第二リバーフィールド　302号
破産者　永井さゆり
1　決定年月日　令和８年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２２１号
大阪府富田林市喜志新家町１丁目８番38号（５）
破産者　寄本紘一郎
1　決定年月日　令和８年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第６３６号
大阪府泉南市信達市場31番地の97
破産者　今西　博久
1　決定年月日　令和８年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第８７１号
大阪府八尾市渋川町５丁目５番48―101号
破産者　辻　　豊
1　決定年月日　令和８年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１１４１号
大阪府吹田市広芝町８番38号　(510)
破産者　サンアールこと　松浦　　功
1　決定年月日　令和８年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１０１号
熊本市東区健軍４丁目18番43号　健軍1843103
破産者　雪竹　秀俊
1　決定年月日　令和８年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第３２１号
沖縄県沖縄市美里仲原町20番９号ドミールＫ101号室（申立時の住所沖縄県沖縄市知花２丁目13番10号　盛アパート５号室）
破産者　我如古　正
1　決定年月日　令和８年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第８０号
沖縄県うるま市与那城桃原163番地
破産者　桃原　信正
1　決定年月日　令和８年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第９号
北海道標津郡中標津町東三十一条南１丁目10番地２　コーポノースクリア17、前住所北海道目梨郡羅臼町峯浜町１番地２
破産者　横畠　咲子
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

令和６年（フ）第７１３号
神奈川県平塚市大神４丁目11番16号
破産者　井手　秀晴
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１９９号
神奈川県秦野市横野132番地の８
破産者　小元　雄志
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第５７号
新潟県中魚沼郡津南町大字中深見乙2464番地４　大船団地　121号室
破産者　桑原　　梓
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和６年（フ）第４９号
福岡県飯塚市堀池71番地１、住民票上の住所福岡県飯塚市飯塚５番７号
破産者　伊藤　啓二（旧姓加藤）
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和７年（フ）第４５号
福岡県飯塚市飯塚９番21号
破産者　福谷ペルリーウマヤムこと　ＦＵＫＵＴＡＮＩ　ＰＥＡＲＬＩＥ　ＵＭＡＹＡＭ
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和７年（フ）第９７号
福岡県飯塚市片島２丁目15番19号　プレジデント片島403号、前住所福岡県宗像市三郎丸１丁目23番40―205号
破産者　吉田　卓也（旧姓長船）
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和８年（フ）第２６号
福岡県飯塚市相田181番地321、住民票上の住所福岡県飯塚市下三緒33番地１　市営下三緒団地住宅35棟170号
破産者　柴田　友絵
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部